

2025年1月6日

共同新設分割に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

大阪市中央区南新町1丁目2番10号
フルサト・マルカホールディングス株式会社
代表取締役社長 古里 龍平

大阪市中央区南新町1丁目2番10号
フルサト工業株式会社
代表取締役社長 古里 龍平

大阪市中央区南新町1丁目2番10号
株式会社ジーネット
代表取締役社長 古里 龍平

大阪市中央区南新町2丁目2番5号
株式会社マルカ
代表取締役社長 飯田 邦彦

大阪市中央区南新町1丁目2番10号
UNISOL ビジネスパートナーズ株式会社
代表取締役社長 古里 龍平

フルサト・マルカホールディングス株式会社、フルサト工業株式会社、株式会社ジーネット及び株式会社マルカ（以下「分割会社」といいます。）は、2024年9月17日付新設分割計画書に基づき、2025年1月6日を効力発生日として、UNISOL ビジネスパートナーズ株式会社（以下「新会社」といいます。）を新たに設立し、分割会社の管理本部事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日

2025年1月6日

2. 分割会社における法定手続の経過

(1) 新設分割の差止請求

本件分割は、会社法第 805 条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第 805 条の 2 但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、会社法第 805 条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第 806 条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本件分割に際して会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(4) 債権者保護手続

会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2024 年 10 月 1 日付の官報において公告するとともに、同日から電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 新会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、2025 年 1 月 6 日をもって、分割会社から管理本部事業に関する権利義務を承継しました。新会社が承継した資産の額は 10 百万円（概算値）、負債の額は一百万円（概算値）となっております。

4. その他本件分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上